第 5 回 加 東 市 教 育 委 員 会 次 第

令和８年８月２５日(火)午後１時３０分
加東市役所　３階　３０１会議室

１　開　　会

２　教育長挨拶

３　会議録署名委員の指名

４　前回会議録の承認について

５　教育長報告

６　議　　題

第１５号議案　加東市地域クラブ活動参加費支援金支給要綱制定の件
第１６号議案　加東市滝野複合施設の開館時間変更の件
第１７号議案　加東市東条公民館の臨時休館の件
協 議 事 項 ２　令和７年度教育に関する決算について
協 議 事 項 ３　９月補正予算について

７　そ　の　他

・附属機関等委員の委嘱について
・加東市地域クラブ活動団体支援補助金交付要綱の制定について
・滝野地域小中一貫校建設工事の進捗状況について
・後援名義の許可について
・各課主要行事予定・報告

８　閉　　会

次回の定例教育委員会
日　時　　令和８年９月２４日（木）　午後１時３０分から（予定）
場　所　　加東市役所　３階　３０１会議室

８月定例教育委員会　教育長報告

令和８年８月２５日

１　加小支部教職員組合教育研究集会　８月１日（土）小野市エクラ

２　子連協ドッジボール大会　８月２日（日）於：スカイピア

３　加東市青少年健全育成講演会　８月２日（日）於：社公民館

４　総務文教常任委員会　８月４日（火）於：第一委員会室

・令和７年度教育委員会点検と評価について
・第１期加東市こども計画の令和７年度実績評価について

５　臨時会　８月４日（火）於：議場

・全国高等学校野球選手権大会出場補助金について

６　合同審査会　８月４日（火）於：議場

・熱中症予防対策について

７　社会を明るくする運動街頭啓発活動　８月４日（火）於：東条マックスバリュー

８　滝野地域小中合同研修会　８月５日（水）於：２０１

９　第２回全体区長会　８月６日（木）於：やしろ国際学習塾

10　夏季研修会　８月７日（金）於：加東市地域交流センター

11　第１回加東市立図書館協議会　８月１８日（火）於：加東市中央図書館

12　洲本市視察受入れ　８月１９日（水）於：社学園

13　全県夏季教育委員会研修会　８月２０日（木）於：六甲荘

14　高砂市教育委員会視察受入れ　８月２４日（月）於：東条学園

15　定例教育委員会　８月２５日（火）於：３０１

16　第１回総合教育会議　８月２５日（火）於：２０１

17　加東市夏のおどり　８月２９日（土）於：ステラパーク

18　全日本空手道ジュニア新人育成選手権大会　８月３０日（日）於：スカイピア

第１５号議案

加東市地域クラブ活動への参加に要する費用の一部を経済的困窮世帯へ支給するため、加東市地域クラブ活動参加費支援金（経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援）支給要綱を定めることについて、承認を求める。

令和８年８月２５日

加東市教育長　藤　原　路　寛

加東市地域クラブ活動参加費支援金（経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援）支給要綱

（目的）

第１条　この告示は、経済的理由により地域クラブ活動への参加が困難な生徒の保護者に対し、地域クラブ活動への参加に要する費用の一部を支援することにより、生徒が継続してスポーツ及び文化芸術活動等に親しむ機会を確保することを目的とする。

（支給対象者）

第２条　支援金の支給を受けることができる者は、学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第１８条に規定する学齢生徒（以下「生徒」という。）の保護者のうち、加東市教育委員会就学援助規則（平成１８年加東市教育委員会規則第１９号）第７条第１項の規定により認定を受けている者（以下「支給対象者」という。）とする。

（支給対象活動）

第３条　支援金の支給対象となる活動は、教育委員会が認定した地域クラブ活動とする。

（支給対象経費及び支援金額）

第４条　支援金の支給対象となる経費（以下「支給対象経費」という。）は、前条に規定する地域クラブ活動への参加に要する参加費及び保険料とする。

２　支援金の額は、支給対象者が実際に負担した支給対象経費の額とする。ただし、次の各号に掲げる費用に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1)　参加費　１月につき３，０００円

(2)　保険料　１年度につき８００円

３　前項の規定により算定した額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（支給申請）

第５条　支援金の支給を受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した文書により、申請しなければならない。

(1)　申請者の氏名及び住所

(2)　生徒の氏名及び生年月日並びに在籍する学校の名称及び学年

2　前項に規定する申請に当たり、申請者は、次に掲げる文書を添付しなければならない。

(1)　就学援助の認定がされていることが分かるもの

(2)　地域クラブ活動への参加を証明するもの

(3)　参加費及び保険料の支払先、支払日及び金額を証明するもの

(4)　その他教育委員会が必要と認めるもの

3　前項の規定にかかわらず、教育委員会が当該申請者について同項第１号に掲げる文書において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、同項第１号の規定による文書の添付を省略することができる。

4　第１項の規定による申請は、次の各号に掲げる地域クラブに参加した期間ごとの経費の区分に応じ、当該各号に定める期間中に行わなければならない。

(1)　４月１日から７月３１日までの利用に係る経費　８月１日から同月末日まで

(2)　８月１日から１２月３１日までの利用に係る経費　翌年１月４日から同月末日まで

(3)　１月１日から３月３１日までの利用に係る経費　３月１日から同月末日まで

（支給決定）

第６条　教育委員会は、第５条第１項の規定による申請があったときは、その内容の審査をするとともに、必要に応じて行う実地調査等を行い、支援金の支給が適当と認めるときは、支援金の支給の決定（以下「支給決定」という。）をし、文書により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

2　教育委員会は、前項の規定により支給を決定したときは、条件を付することができる。この場合において、その条件を前項の文書に記載するものとする。

3　教育委員会は、第１項の審査の結果、支援金の支給が適当でないと認めるときは、支援金の不支給を決定し、その理由を記載した文書により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

4　教育委員会は、支給決定を行ったときは、申請者に対し、支援金を支給するものとする。

（支援金の支給決定の取消等）

第７条　教育委員会は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(2)　虚偽その他不正の行為により支援金の支給決定を受けたとき。

(3)　前２号に規定するもののほか、この告示に違反したとき。

2　教育委員会は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その内容及び理由を記載した文書により、当該支給決定者に通知するものとする。

3　支給決定者は、教育委員会が第１項の規定により支給決定を取り消した場合において、

支援金が既に支給されているときは、教育委員会の定める期限までに、当該支援金を返還しなければならない。

（その他）

第８条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日等）

１　この告示は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

（令和８年度における補助金の支給申請の特例）

２　第５条第４項第１号の規定にかかわらず、令和８年４月１日から同年７月３１日までの利用に係る経費について申請する場合は、同号中「８月１日から同月末日まで」とあるのは「令和９年１月末日まで」とする。

要旨

加東市地域クラブ活動参加費支援金（経済的困窮世帯の生徒への参加費等の支援）支給要綱の制定（要旨）

1　制定理由

経済的理由により地域クラブ活動の参加費及び保険料の負担が困難と認められる世帯の生徒の保護者に対し、その経費の一部を補助することによって、生徒がスポーツや文化芸術活動等に継続して親しむことができる機会を確保するため、支給に関する要綱を定めるものである。

2　制定内容

(1)　支給の対象を、学校教育法第１８条に規定する学齢生徒の保護者のうち、加東市教育委員会就学援助規則第７条第１項の規定により認定を受けている者とすること。（第２条関係）

(2)　支給の対象活動を、教育委員会が認定した地域クラブ活動とすること。（第３条関係）

(3)　支給の対象経費を、地域クラブ活動への参加費及び保険料とし、支給対象者が実際に負担した支給対象経費の額とすること。（第４条関係）

ア　参加費　１月につき３，０００円を上限とする。

イ　保険料　１年度につき８００円

(4)　支給の申請手続きに関すること。（第５条関係）

(5)　支給の決定や取消に関すること。（第６条～第７条関係）

3　施行期日

令和８年４月１日

第１６号議案

加東市滝野複合施設の開館時間変更の件

加東市滝野複合施設の開館時間を変更することについて、加東市滝野複合施設規則（平成１８年教育委員会規則第４０号）第３条第２項の規定により承認を求める。

令和８年８月２５日提出

加東市教育長　藤　原　路　寛

１	開館時間変更する日	令和８年１１月８日（日）
２	開館時間変更場所	２階ギャラリー及び３階会議場
３	開館変更時間	午前８時から
４	変更理由	兵庫県、加東市、（公社）兵庫県緑化推進協会等で構成する実行委員会が主催する「ひょうご里山フェスタ２０２６」の開催に伴い、展示ブース等として使用するため。

第１７号議案

加東市東条公民館の臨時休館の件

加東市東条公民館を下記の日程で臨時休館することについて、加東市公民館規則第８条第２項の規定により承認を求める。

令和８年８月２５日提出

加東市教育長　藤　原　路　寛

１　臨時休館日　　東条公民館　　令和８年１１月１６日（月）

２　臨時休館理由　　加東市東条福祉センター「とどろき荘」の高圧受電設備点検に伴う東条公民館停電で、公民館使用に支障が生じるため

協議事項２

令和７年度　加東市教育委員会　教育振興部教育総務課（各小中学校含む）決算概要

１ 教育委員会一般事務事業　　2,473,041 円

加東市の教育行政の充実を図るため、定例教育委員会を毎月１回開催するほか、必要に応じて臨時教育委員会を開催した。また、その他教育委員の活動として、学校園訪問、学校行事・研修会等に参加した。

２ 事務局事業　　82,573,230 円

教育委員会事務局の管理運営に要する経常経費、第４期教育振興基本計画策定に係る経費、事務局所管公用車の維持管理経費、産業医や職員健診に係る経費、特別支援教育諸学校就学援助費の給付に係る経費、学校連絡システム連携型校務支援システム導入に係る経費、ＩＣＴ機器の管理及び支援に要する経費等を計上し、事務局事業の円滑な実施に努めた。

３ 小中学校給食費無償化事業　　15,588,660 円

子育て世帯の支援及び経済的負担軽減を図るため、加東市立小・中学校及び義務教育学校の給食費を無償化するとともに、加東市立以外の小・中学校等に通う児童生徒の保護者に対し、給食費相当額を支給した。

４ 旧小学校管理事務事業　　21,798,702 円

社学園開校に伴う社地域の旧小学校５校（社小学校、福田小学校、米田小学校、三草小学校、鴨川小学校）の旧校舎について、設備等の保守・点検のほか高圧受電切替工事、水道口径工事などを実施し、維持管理費の削減を行った。また、旧社小学校校舎を兵庫県へ貸し出すにあたり、建物内に残った不要物品等の廃棄を行った。

５ 小学校管理事務事業　　206,775,696 円

児童の健康管理のための学校医、歯科医、薬剤師の報酬、４小学校（義務教育学校前期課程を含む）の光熱水費、修繕料等の経常経費、エレベーター・消防設備等の保守点検や校舎機械警備委託費等、施設の維持管理に係る経費のほか、社学園小中学校及び東条学園小中学校のスクールバス運行管理経費等を計上し、適正な学校管理に努めた。

６ 小学校施設整備事業　　4,434,690 円

滝野東小学校の社会科資料室空調等整備工事、滝野南小学校の体育館照明修繕工事、東条学園小中学校の廊下ロールスクリーン設置工事等を行い、安全安心で快適な教育環境を確保した。

７ 小学校教育振興事務事業　　32,453,001 円

教科書改訂に伴う、指導書や教師用教科書及びデジタル教科書の購入費、学習者用端末の更新に係る備品購入費、教育・校務用コンピュータの保守料及び使用料、電算システム使用料の経費を計上し、教育環境の充実を図った。

８ 小学校就学援助事務事業　　13,492,937 円

就学の援助が必要な家庭の児童の保護者に対して、学用品費等の援助費を支給した。

９ 小学校就学奨励事務事業　　987,384 円

小学校・義務教育学校（前期課程）の特別支援学級に在籍する児童の保護者に対し、教育費等の経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を目的に奨励費を支給した。

１０ いきいき学校応援事業（小学校）　　175,799 円

開かれた学校づくりを推進し、地域で子どもを育てようとする気運を醸成するなど、学校と地域が一致協力して地域を教育の場とした豊かな体験活動を推進し「生きる力」を育んだ。

１１ 中学校管理事務事業　　71,763,649 円

生徒の健康管理のための学校医、歯科医、薬剤師の報酬、３中学校（義務教育学校後期課程を含む）の光熱水費、修繕料等の経常経費、エレベーター・消防設備等の保守点検や校舎機械警備委託費等、施設の維持管理に係る経費のほか、空調機器清掃等業務委託料や特殊建築物定期調査業務委託料を計上し、適正な学校管理に努めた。

１２ 中学校施設整備事業　　1,460,100 円

滝野中学校の普通教室空調機修繕工事、図書室北側外壁修繕工事、東条学園小中学校の廊下ロールスクリーン設置工事等を行い、安全安心で快適な教育環境を確保した。

１３ 中学校教育振興事務事業　　70,571,318 円

教科書改訂に伴う、指導書や教師用教科書及びデジタル教科書の購入費、学習者用端末の更新に係る備品購入費、教育・校務用コンピュータの保守料及び使用料、電算システム使用料の経費、全国大会、近畿大会に参加する経費の補助金を計上し、教育環境の充実を図った。

１４ 中学校就学援助事務事業　　8,941,510 円

就学の援助が必要な家庭の生徒の保護者に対して、学用品費等の援助費を支給した。

１５ 中学校就学奨励事務事業　　797,424 円

中学校・義務教育学校（後期課程）の特別支援学級に在籍する生徒の保護者に対し、教育費等の経済的負担の軽減と特別支援教育の振興を目的に奨励費を支給した。

１６ トライやる・ウィーク推進事業　　1,848,802 円

一週間にわたり、いろいろな職場での体験活動を行うことにより、豊かな感性を育むとともに、自分なりの生き方が見つけられるようにするなど、「生きる力」の育成を図った。

１７ いきいき学校応援事業（中学校）　　149,983 円

地域の人材を有効活用し、体験活動の推進や学んだことを地域活動や日常生活に活かす環境づくりを進め、環境教育及び福祉教育の充実を図った。

令和７年度　加東市教育委員会　教育振興部教育総務課（学校給食センター）決算概要

１．学校給食徴収金　　１７，３７９，９６４円

２．学校給食材料購入事業　　１８８，８７５，０３２円

（国庫：物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金　１０５，６４４，０００円充当）

・市内３小学校、２中学校及び１義務教育学校の児童・生徒等に学校給食を提供するため、給食材料の購入及び炊飯・パン加工の委託を行った。

〇給食数　　５３１，８５４食

〇給食材料費内訳　　１８８，８７５，０３２円

牛乳代　３８，１０１，５８９円、精米代　２９，７９８，２８０円、パン代　６，０７９，６１５円

副食材料代　９７，８６４，１６７円、炊飯代　１６，７４７，５９４円、パン加工代　２８３，７８７円

３．学校給食事務事業　　１，８８５，７７８円

・学校給食費徴収業務及び給食センター運営に係る事務費等

・栄養教諭の指導により、正しい食事のとり方や望ましい食習慣を子どもたちが身につける機会を提供した。

４．給食施設管理運営事業　　５２，６７１，７１８円

・安全安心な学校給食を提供するため、施設を清潔に保ち、適正な維持管理を行うとともに、給食の配送業務を行った。

〇委託料　　９，１８８，５７２円

内訳　給食配送業務等人材派遣委託　４，５０２，８２８円、その他施設管理業務　４，６８５，７４４円

令和７年度　加東市教育委員会　教育振興部生涯学習課　決算概要

市民が、生涯を通して身近に文化芸術に触れ、また、気軽にスポーツが楽しめるよう、講座や体験などに参加できる機会の創出に努め、各種活動団体やサークルと協議を行い、充実した生涯学習環境づくりを進めてきた。

◎生涯学習係　：生涯学習事業の計画、実施。
やしろ国際学習塾の指定管理（(公財）加東文化振興財団)、東条文化会館の指定管理（特定非営利活動法人新しい風かとう）及び社会体育施設の指定管理（ＳＡＮスポーツマネジメント加東)。

◎社公民館　：同館と明治館の適切な維持管理、運営。

◎滝野公民館　：同館とさんあいセンター及び地域交流センターの適切な維持管理、運営。

◎東条公民館　：同館とコミュニティセンター東条会館及び東条西ふれあい館の適切な維持管理、運営。

◎文化財係　：文化財の保存と活用、埋蔵文化財の調査、加古川流域滝野歴史民俗資料館及び三草藩武家屋敷旧尾崎家の適切な維持管理、運営。

令和７年度実績（主な事業概要）　　単位：円

事　　業	実施内容	備　　考	決 算 額
１ 青少年健全育成事業 子どもたちが、自立して力強く生き抜く力「人間力」の育成をめざして、野外活動や創作活動、文化活動などの体験学習の機会を提供した。	①小学生チャレンジスクール	・伝統文化（茶道、生花、鯉のぼりづくり） ・創作体験（工作、ＳＤＧｓ） ・野外活動（ゴルフ、スナッグゴルフ、防災体験）	525,548
	②地域子ども教室	・各小学校区及び義務教育学校区全４教室６会場	2,832,389
	③あったか加東伝の助かるた大会	・未就学児～小学生	108,259
	④青少年活動に係る助成	・子ども会育成連絡協議会補助 ・ボーイスカウト補助	1,430,000
	⑤地域学校協働本部事業	・地域学校協働活動推進員のコーディネートによる地域と学校の双方向の「連携・協働」活動	683,676
２ 成人式事業	二十歳の集い	・実行委員会形式	1,648,298
３ 成人学習事業 成人の各世代を対象に、それぞれに楽しみや生きがいを見いだせる、また、活気あふれる社会生活が送れるよう学習機会や場を提供した。	①高齢者大学	・合同講座 ・教養講座 ・スキルアップ講座 ・館外研修	1,022,083

	②成人学習事業	・文学講座 ・幸せを創る料理教室、コーヒー教室	435,115
	③社会教育等団体の育成・支援	・連合婦人会補助 ・連合ＰＴＡ補助等	1,330,000
４　芸術･文化活動の振興 芸術･文化活動に係る発表の場や機会を提供するとともに、芸術・文化団体の活動を積極的に支援した。	①公募美術展	・日本画、洋画、彫刻・工芸、書、写真の５部門	1,778,598
	②ギャラリー活用事業	・書家榎倉香邨氏の作品展 ・詩人坂本遼氏の作品展	266,424
	③文化振興団体等への助成	・美術協会補助 ・播州音頭保存会補助 ・文化連盟補助	1,717,000
	④文化振興事業	・文化事業開催委託	36,198,319
５　文化財保護の推進と活用 文化財の保護及び伝承を図るとともに、市民の貴重な加東市の文化財の活用・広報に努めた。	①文化財保護対策事業	・後継者育成事業 ・防火設備管理事業　等	2,032,690
	②埋蔵文化財調査事業	・個人住宅開発等に伴う試掘調査	293,242
６　生涯スポーツの普及・振興	①体力や年齢に応じたスポーツの場と機会の提供	・ふれあい球技大会 卓球、ペタンク、ゲートボール、グラウンドゴルフ、パークゴルフ	331,032
		・加東伝の助マラソン大会	4,440,000
	②スポーツを通じた地域コミュニティづくり	・地区親善ソフトボール大会 ・地区親善バレーボール大会	198,745
	③生涯スポーツ振興のための基盤づくり	・生涯スポーツ研修会 わくわくウォーキング、体力測定会の開催 ・三草山登山	272,986
	④各種スポーツ団体、サークル等への活動支援	・スポーツ協会（種目協会）補助 ・スポーツ協会特別補助　等	3,285,000

7　各施設の維持管理	①社・滝野・東条公民館の維持管理	・３公民館維持管理	14,220,858
	②加古川流域滝野歴史民俗資料館・三草藩武家屋敷旧尾崎家の維持管理	・加古川流域滝野歴史民俗資料館維持管理 ・三草藩武家屋敷旧尾崎家維持管理	3,049,577
	③明治館・コミュニティセンター東条会館・さんあいセンターの維持管理	・明治館維持管理 ・コミュニティセンター東条会館維持管理 ・さんあいセンター維持管理	7,980,919
	④地域交流センターの維持管理	・地域交流センター維持管理	15,377,253
	⑤東条西ふれあい館の維持管理	・東条西ふれあい館維持管理	671,889
	⑥文化会館の維持管理	・２館指定管理委託料 ・やしろ国際学習塾非常用自家発電機更新工事　等	116,834,846
	⑦体育施設の維持管理	・１４施設指定管理委託料　等	82,747,687

令和７年度　加東市教育委員会　教育振興部中央図書館　決算概要

図書館は「人にやさしく、暮らしに役立つ図書館」を念頭に置き、貸出を中心とした資料提供を展開し、人口規模別の統計で２０年連続貸出密度日本一（令和６年度実績）を達成しました。

１．図書館運営事業　　２，０５４，１２６円

・３図書館の適正な運営、職員の研修会等への参加、資料搬送業務の委託、市民の意見を図書館運営に反映させるための図書館協議会の開催など、図書館運営の向上を図りました。

・市内３小学校、２中学校及び１義務教育学校（前期課程及び後期課程）へ図書館から本を届ける「おとどけ図書館」を学校の要望も取り入れながら行いました。

・北播磨広域定住自立圏共生ビジョンにより、３市１町の図書館間で図書等の相互利用の強化を図るとともに、返却本の預かりサービスにより利用者の利便性の向上を図りました。

・図書館への来館利用が困難な市民に向けて「図書館資料宅配サービス」を行い、バリアフリーに努めました。

２．図書館充実事業　　２６，９３３，２２１円

・図書館システムの維持管理を行い、マイナンバーカードでの貸出や、図書館アプリの活用でより便利に使いやすくなったパソコンやスマートフォンからの図書検索及び予約サービスにより、さらなる利用の拡大を図りました。

・資料提供を充実させるため、新刊図書やリクエスト図書、新聞、雑誌、ＣＤ等の購入を行い、市民に役立ち、生活を豊かにする魅力ある蔵書の維持に努めました。

・郷土資料保存を目的とした修繕及び将来を見据えた電子データの作成を行いました。

３．図書館主催事業　　１，０６３，４２４円

・図書館に親しみを持ってもらい、読書のきっかけとするため、市立小学校３年生を対象に図書館利用体験として「おでかけ図書館」を実施しました。

・読書活動推進事業として、利用者参加型の催し等を実施し、図書館利用の促進を図りました。

・健康課と連携し、４か月児健診の場で「ブックスタート事業」を行い、絵本の読み聞かせと図書館の利用案内に加え、絵本をプレゼントすることで、家庭でもすぐに絵本を楽しめる環境をつくり、全ての赤ちゃんと保護者へ本と親しむきっかけを提供し、読書の習慣化及び図書館の利用を促進しました。

４．中央図書館施設維持管理事業　　６，１００，４５１円

・中央図書館施設の適正な維持管理に努めました。

５．滝野図書館施設維持管理事業　　１７，９４７，２７８円

・滝野図書館施設の適正な維持管理に努めました。

・無線ＬＡＮ環境機器の更新を行うとともに、全館の Wi-Fi の方式を統一し利便性の向上に努めました。【新規】

・椅子のクリーニングを行い、清潔な環境の維持に努めました。

６．東条図書館施設維持管理事業　　５，４３２，０４５円

・東条図書館施設の適正な維持管理に努めました。

令和７年度　加東市教育委員会　こども未来部小中一貫教育推進室　決算概要

■教育指導事業　8,592,253円

加東市のひと・もの・ことから学ぶ、ふるさと学習を推進するため、ふるさと学習「かとう学」副読本上・下巻の改訂及び別冊「わたしたちの加東」の新刊作成を行った。

■社地域小中一貫校整備事業　9,339,932円

４月１９日に開校記念式典を開催し、社学園小学校・社学園中学校の開校の節目を祝った。また、スクールバス１台を購入した。

■滝野地域小中一貫校整備事業　1,275,358,756円

令和１０年４月の開校に向けて、テニスコート整備工事や旧滝野保健センター解体工事を完了し、埋蔵文化財調査を経て、令和７年１１月から本体工事に着手した。
また、開校準備委員会において、校章デザイン及び校訓（挑戦、協働、創造）を決定するとともに、校歌の作詞者・作曲者を選定し、校歌作成を進めている。

）

令和７年度　加東市教育委員会　こども未来部学校教育課　決算概要

1　教育指導事業　101,214,071 円

（1）教育指導事業（30,053,295 円）

○児童・生徒の考える力を高める授業実践事業（102,500 円）

・児童生徒の考える力・活用する力の向上を図る授業づくりを進めるため、各学校の研究テーマに応じて合計３名（全５回）の講師を招聘し、授業研究及び校内研修を実施することで教職員の実践的な指導力を向上させた。

○学習支援員派遣事業、放課後補充学習推進事業（6,143,076 円）

・学習上のつまずきの解消や学習意欲の向上、児童生徒の心の安定を図るため、学習支援員を全学校に配置し、学習指導補助を行った。学習支援員５８名で５，１１８時間の支援を行った。

・放課後学習の場を開設して、困った時に質問ができる環境と集中して学習に取り組める場所を提供した。全学校において１５８回実施し、延べ３，７７７名の児童生徒が放課後の自主学習に取り組んだ。

・「ひょうごがんばり学びタイム」事業（県教委）を活用し、実施した。

○加東スタディライフ実施事業（298,889 円）

・夏・冬の長期休業期間中に、児童生徒の学習意欲の向上・学習習慣の定着を図るため、全学校に自主学習室を開設した。延べ４３名の指導員を配置し、延べ 950 名の児童生徒が参加した。また、社高校生徒も指導ボランティアとして、８名の生徒が小学生の指導の手伝いを行った。

○学習検定チャレンジ事業（3,661,400 円）

・生徒の英語力及び学習意欲の向上を目的として、「英検」を各中学校で３回実施し、延べ７５２人が志願した。

・「漢検」、「算検・数検」を夏と冬に各１回ずつ実施し、「漢検」で２９０人、「算検・数検」で１６９人が志願した。学年相当以上の級を受験したのは、「漢検」で３２人、「算検・数検」で５人あった。得意分野で検定に挑戦することで、学習意欲を高めることができた。

・小学生に対しては、「漢検」、「算検・数検」で１人年２回、中学生に対しては、「英検」で１人年１回、「漢検」、「算検・数検」で１人年１回、検定費用を助成した。

○学力向上推進事業（2,611,270 円）

・児童生徒の学力向上を図るため、学力向上プロジェクト委員会を開催した。小中一貫教育の視点を踏まえて、各学校独自の課題と改善点を社、東条の地域ごとに小中学校合同で検討し、重点をおく指導内容を協議したうえで、各学校の指導に生かした。更に、学習上のつまずきを把握し、個に応じた学習支援の充実を図るため、小学３年生から中学２年生を対象に国語・算数の学力調査及び意識調査を実施し、結果を検証することで、授業改善に取り組んだ。

○児童生徒の理解促進事業（805,920 円）

・ｈｙｐｅｒ－ＱＵテストを実施し、学級集団の状態を客観的に把握した。その検査結果を元に事例検討会を行うことで、組織的な児童生徒理解に基づく、学級集団づくりを進めた。また、要支援児童生徒の早期発見、早期対応につなげることができた。

○教育課題チャレンジ事業（240,000 円）

・教職員が自主的に教育課題に取り組むことで、実践的指導力の向上を図るとともに新たな教育実践の開発を促すことを目的に、３グループがそれぞれの課題に取り組んだ。加えて、その成果を市内で共有することができた。

○子どもの体力向上推進事業（804,490 円）

・全学年で体力テストを実施し、「加東市子どもの体力向上推進委員会」においてデータ分析を行い、義務教育９年間を通じた中長期的な体力

向上の取り組みに向けて協議した。さらに、市全体で運動課題を共有し改善策を周知したことで、各校が他校の実践を参考にし、自校の実情に応じた取り組みを充実させることができた。また、P.E.マスターとして、県立社高校生を小学校・義務教育学校前期課程へ派遣し、授業支援や実技支援を行うことで、運動習慣の定着及び体力の向上を図った。

〇大阪・関西万博こども招待プロジェクト事業（7,610,400円）

・様々な国の文化・価値観に触れ、体験することで多様性あふれる世界を理解し、感じることができた。また、最先端の技術に触れることで、未来社会を体感できた。

〇その他（7,775,350円）

（２）語学（英語）指導員派遣事業（20,914,682円）

・児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、ＡＬＴを配置（直接契約２名、委託契約４名）した。

・中学生を対象とした「わくわく英語村」は３日間実施し、延べ６５人（２４人）の中学生が参加し、積極的に英語でのコミュニケーションに取り組み、実践的なコミュニケーション能力の向上が図れた。

・新規事業として小学５・６年生を対象とした「わくわく英語村ジュニア」では、１７人が参加し、ＡＬＴや友達との英語でのコミュニケーションを楽しむことができた。

（３）学校保健体育推進事業（949,886円）

・学校保健会を３回開催し、熱中症予防や結核精密検査等について協議した。

・部活動外部指導者を各校に派遣した。

（４）小学校外国語教育推進事業（100,000円）

・英語の音声と文字をつなぐ指導（ジョリーフォニックス）を小学校・義務教育学校前期課程で推進するため、研修を２回実施した。

（５）中学校部活動運営事業（10,318,892円）

・部活動の活性化と生徒の技能の向上を図るため、中学校の部活動に２６名の部活動指導員を配置した。また、部活動の地域展開に向けて、部活動あり方検討委員会を５回開催した。

（６）スクール・サポート・スタッフ配置事業（11,287,300円）

・教員が本来の業務に集中し、児童生徒と向き合う時間を確保するため、教員の事務的業務や感染予防対策のための業務を担うスクール・サポート・スタッフを、全学校に配置した。

（７）多文化共生推進事業（6,404,602円）

・外国人児童生徒の生活適応や学習支援、心の安定を図るため、多文化共生サポーターを学校に派遣し、対象児童生徒２４名に１，５６７時間の支援を行った。更に、多言語相談員を計１５回派遣し、こども日本語支援員を２４時間派遣した。

・必要時に回線を接続することで、通訳支援が行える「見える通訳スクールパック」を導入したことで、多文化共生サポーター等が不在の際にも即座に支援することができた。

（８）プロから学ぶ「かとう夢授業」事業（3,243,664円）

・小学校の図画工作では、透明水彩絵具を使って５年生２８４名を、サイエンスとして移動プラネタリウムを小学４年生２９９名を対象に実施し、魅力を体験した。夏休みには、天体望遠鏡の組み立てと天体観測を１１組の親子が楽しんだ。

・中学校では、男女バスケットボール、女子ソフトテニス、サッカー、スポーツトレーニングの分野で延べ５２２名（２１１名）が参加し、プロの方から学ぶことによって、技術の向上や夢に向かう意欲を育くむことができた

（９）ＩＣＴ教育推進事業（17,941,750円）

・児童生徒の情報活用能力の育成や教員の ICT 活用指導力の向上を図るため、各学校へ ICT 支援員を週１～２回、延べ４４２回派遣するとともに、教員研修を実施した。また、教育用 pepper を小学校・義務教育学校へ貸し出し、プログラミング教育を行うとともに、採点システムを導入・活用することで、教員の業務改善を図った。

２　校長会事務事業　2,147,431 円
・教科研修会講師謝礼、各研究協議会負担金等。

３　不登校対策事業　2,025,401 円
・社学園小・中、滝野東小、滝野中の４校を不登校支援研究推進指定校とし、兵庫教育大学より専任講師を２１回招聘し、助言を基にケース会議を通じた支援体制を強化した。
・小学５年生を対象に不安のコントロールを学ぶ「勇者の旅」プログラムを実施した。
・教育支援センター３教室の運営を継続し、子どもの不安に向き合う支援を行い、保護者にはスクールカウンセラーによる相談活動を適時行うことで支援の充実を図った。結果、学校への完全復帰５名、部分復帰１７名につながった。
・新規事業として、不登校児童生徒支援施設利用補助金交付要綱を制定し、民間の不登校児童生徒支援施設に通う児童生徒の保護者（５名）に対し、施設利用補助金を交付した。

４　小学校体験活動事業　6,433,744 円
・小学校３年生を対象に、命の営みやつながり・大切さを学ぶとともに、子どもたちにふるさと意識を育むため、自然観察や栽培・飼育などの体験型環境学習を実施した。また、小学校５年生を対象に、自分で考え、主体的に判断・行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育成するため、自然学校を実施した。

５　人権教育事業　836,887 円
・小学校及び義務教育学校の５・６年生を対象に人権教育講演会を開催し、人権意識の高揚を図った。
・主に経験年数１５年未満の教職員を対象とした人権スキルアップ講座を実施した。１２名の教職員が参加し、教職員の人権意識の高揚と人権教育の指導に係る学びを深めた。

６　青少年センター運営事業　2,233,471 円
・加東市青少年補導委員（７０名）は個別のながら見守り活動中心の補導を実施した。また、関係機関との行動連携を強化するとともに、広報紙等の発行による啓発活動を通し、青少年の健全育成に努めた。

令和７年度　加東市教育委員会　こども未来部発達サポートセンター　決算概要

インクルーシブ教育事業　　7,316,758円

１　相談事業　　3,532,478円

支援の必要な方がその人らしく生活できることを目指し、発達相談等を通して適切な関わり方等について助言しました。子どもの発達について、気になることや悩みのある保護者が気軽に相談できる機会や体制を整えることで、早期支援・早期療育につながるように取り組みました。

２　療育事業　　333,281円

支援の必要な子どもの早期発見に努め、子どもが良好な対人スキルを身に付けるための療育を早期に行うことで、日常生活及び社会生活を円滑に営めるように支援しました。

３　巡回相談事業　　323,574円

園や学校への巡回相談や専門家による教育相談等を実施し、合理的配慮や個別の関わり、授業等の工夫の仕方について指導・助言を行いました。加えて、サポートファイルの重要性について周知し活用を推進するとともに、作成に関して助言しました。

４　研修・啓発事業　　397,698円

発達の特性や支援が必要な子どもへの関わり方、効果的な支援方法等、発達障害への理解を深めるため、教育関係者や福祉従事者、市民等それぞれの対象者にあわせた研修を実施しました。

５　発達サポートセンター運営事業　　2,729,727円

発達サポートセンターを円滑に運営するとともに、職員の知識・技能の向上に努めました。

令和７年度　加東市教育委員会　こども未来部こども教育課　決算概要

１　放課後児童健全育成事業：１０９，９９９，１４１円

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、授業の終了した放課後と長期休業期間中に適正な遊び及び生活の場を提供し、子どもの安全と健全な育成を図り、保護者の仕事と子育ての両立を支援した。また、社地域においては、令和７年４月の社学園小中一貫校の開校に合わせ、社地域５か所で実施していた運営を統合し、新たに開設したやしろなかよしくらぶでの事業を開始した。

【のべ利用者数合計：５，７４２人】

２　重層的支援体制整備事業：５６，９１５，０２４円

社児童館「やしろこどものいえ」、滝野児童館（きらら）、東条鯉こいランドにおいて地域子育て支援拠点事業を実施し、子育て中の親子を対象に、交流の場の提供と子育て等に関する相談及び援助を行うほか、各種講座の開催や親子のサークル活動等を支援した。また、兵庫教育大学子育て支援ルーム「かとうGENKi」に地域子育て支援拠点事業業務を委託し、地域の子育て支援機能の充実を図ることで、子どもの健やかな育ちを支援した。

社児童館「やしろこどものいえ」、東条鯉こいランドに加え、滝野児童館（きらら）においても新たに利用者支援事業を実施し、子育て家庭や妊産婦の身近な場所で情報提供及び相談・助言を行い、子育ての孤立化や子育てに関する不安感、負担感の軽減を図った。

【児童館等来館者数：６２，７５２人】

３　公立こども園等運営事業：５０，３６０，６４８円

加東みらいこども園において、通常保育及び特別保育事業（延長保育・一時預かり・休日保育・障害児等保育）を実施し、良質な幼児教育・保育を提供し、保育サービスの充実を図った。また、保育室前の自然土舗装を定期的に修繕したほか、乳児通園支援事業（こども誰でも通園制度）の開始（令和８年４月）に向けて、加東みらいこども園支援室の床材改修工事を行った。

【加東みらいこども園：２８３人(定員２８８人)　　［令和８年３月１日現在入所児童数］】

４　児童館運営事業：６５，３５８，９５０円（繰越明許分：５５，６３８，０００円）

子育て家庭や児童の健全育成に関する総合的な機能を有する施設として、社児童館「やしろこどものいえ」及び滝野児童館（きらら）を適正に管理・運営を行うとともに、社児童館「やしろこどものいえ」の空調設備更新工事、令和６年度から実施した滝野児童館（きらら）における空調設備更新やＬＥＤ・エレベーター等の大規模改修工事を終えた。

５　保育所運営事業：１，７４５，２３８，２２９円

待機児童等の解消を図るため、小規模保育事業所の開設（令和８年度）に向け事業者を選定し、施設改修等に要する費用の一部を補助した。また、外国籍の子どもの受入体制の強化を支援するため、私立認定こども園・保育所に対して外国語通訳等の配置に要する費用の一部を補助し、園児や保護者との円滑なコミュニケーションを図るなど、新たな保育課題への対応を積極的に推進した。

加えて、幼児教育・保育の充実及び施設の健全運営を支援するため、私立保育所等へ施設型給付に係る交付金を給付するとともに、障害児等保育、園外活動に対する助成を行い、保育環境のさらなる向上を図った。また、市内私立保育所等へ就職する保育士等に継続して補助金を交付し、就業を促進することで人材確保及び保育の質の向上を図ったほか、物価高騰に直面する施設運営を支えるため補助を行い、安定した保育提供体制の維持に努めた。

幼児教育・保育の無償化に伴う認定こども園の預かり保育等に対する「子育てのための施設等利用給付」に加え、一定の条件を満たす世帯の実費徴収額への補助を実施するなど、子育て世帯の経済的負担の軽減と保育サービスの充実を一体的に図った。

【委託費・施設型給付費の支払先　　市内１２施設・市外３４施設】

【延長保育：５施設　　一時預かり：１１施設　　実費徴収：６人】

【教育無償化保育料軽減事業：支給人数：６６人】

【保育料軽減事業：支給人数：８１人】

６　私立保育所施設整備事業：９０，４１４，０００円

市内私立認定こども園（　　）の建物の一部を改築する施設整備に対して費用の一部を助成し、教育・保育環境の充実を図った。

令和８年度加東市一般会計補正予算（第６号）の概要

１歳入　　（単位　千円）

目	節	補正前の額	補正額	補正後の額	説　明
民生費国庫負担金	児童福祉費負担金	0	16,988	16,988	過年度精算金 （R7年度実績確定による）
		5,903	6,812	12,715	子ども・子育て支援施設整備交付金 （基準額見直しによる国庫負担増額）
		61	2,112	2,173	教育支援体制整備事業費交付金 （対象経費項目の追加に伴う増額）
民生費県補助金	児童福祉費補助金	5,903	△ 2,728	3,175	子ども・子育て支援施設整備交付金 （基準額見直しによる県費負担減額）
教育費国庫補助金	小学校費補助金	0	16,755	16,755	令和８年度へき地児童生徒援助費等補助金 （社学園小学校スクールバス経費に対する補助金）

２歳出　　（単位　千円）

事業名	中事業	補正前の額	補正額	補正後の額	補正概要
保育所運営事業	保育所運営事業 （臨時政策経費）	0	19,226	19,226	国庫支出金返納金 （R7年度実績確定による）
		0	1,660	1,660	県支出金返納金 （R7年度実績確定による）
	特別保育事業 （臨時政策経費）	0	2,502	2,502	国庫支出金返納金 （R7年度実績確定による）
	教育無償化保育料軽減事業	0	1,253	1,253	国庫支出金返納金 （R7年度実績確定による）
教育指導事業	プロから学ぶ「かとう 夢授業」事業	1,623	1,956	3,579	「かとう夢授業plus」の実施に伴う増
小中一貫校整備事業	滝野地域小中一貫校整備事業	2,474,153	2,041	2,476,194	備品移動に伴う移転業務委託料の増

附属機関等委員の委嘱について

下記附属機関等の委員の委嘱について、別紙のとおり報告します。

令和８年８月２５日提出

加東市教育長　藤　原　路　寛

記

１　加古川流域滝野歴史民俗資料館運営委員会・・・・・・・・・・・資料１

資料１

加古川流域滝野歴史民俗資料館運営委員会委員

氏　名	備　考
藤井　康平	区長会が推薦した者
石田　れい子	社会教育委員の代表者
前田　昭美	加古川流域住民の代表者
西山　修三	加古川流域住民の代表者
山田　将人	学識経験者（民俗学）
湖内　克利	学識経験者 （加東市文化財保護審議会委員）

任期：令和８年９月１日から令和１０年８月３１日まで

加東市地域クラブ活動団体支援補助金交付要綱の制定（要旨）

1　制定理由

部活動の地域展開に伴う、地域における子どもたちの新たな活動の場である地域クラブ活動の運営を支援し、子どもたちが継続してスポーツや文化芸術活動等に親しむ環境を整備するため、補助金の交付に関する要綱を定めるものである。

2　制定内容

(1)　補助の対象を、教育委員会から認定を受けた団体とすること。（第２条関係）

(2)　補助の対象経費、補助金の額に関すること。（第３条関係）

(3)　補助金の申請、交付、変更に関すること。（第４条～第７条関係）

(4)　事業の実績報告に関すること。（第９条関係）

(5)　補助金の額の確定、交付に関すること。（第１０条～第１１条関係）

(6)　補助金の交付の取消し、返還に関すること。（第１２条～第１３条関係）

3　施行期日

令和８年４月１日

加東市告示第１０９号

加東市地域クラブ活動団体支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年６月２６日

加東市長　岩　根　　正

加東市地域クラブ活動団体支援補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、部活動の地域展開に伴い、地域における子どもたちの新たな活動の場である地域クラブ活動の運営を支援し、子どもたちが継続してスポーツ・文化芸術活動等に親しめる環境を整備するため、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たす団体とする。

(1)　加東市地域クラブ活動団体として、教育委員会から認定を受けていること。

(2)　教育委員会が定める「加東市地域クラブ活動運営方針」を遵守していること。

（補助対象経費及び補助金額）

第３条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、休日の地域クラブ活動の実施に要した費用のうち、諸謝金、旅費、借料及び損料、消耗品費、会議費、印刷製本費、通信運搬費、雑役務費、保険料、備品費又は委託費とする。

２　補助金の額は、補助対象経費から参加費等の休日の地域クラブ活動に係る収入を控除した額とする。ただし、毎年度別に定める額を上限とする。

（交付申請）

第４条　補助金の交付の申請をしようとする団体（以下「申請者」という。）は、毎年度別に定める日までに、次に掲げる事項を記載した文書により、市長に申請しなければならない。

(1)　申請者の名称、所在地及び代表者氏名

(2)　補助金の交付申請額

(3)　その他市長が必要と認める事項

２　前項の規定による申請に当たり、申請者は、次に掲げるものを添付しなければならない。

(1)　休日の地域クラブ活動に係る事業計画及び収支予算が分かるもの

(2)　補助対象経費の内訳及びその内容が分かるもの

(3)　構成員の一覧

(4)　その他市長が必要と認めるもの

（交付決定等）

第５条　市長は、前条第１項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内で、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、当該申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査をし、適当でないと認めたときは、補助金の不交付を決定し、その理由を当該申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第６条　交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第４条第１項の規定による交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、市長に申請しなければならない。

(1)　交付決定者の名称、所在地及び代表者氏名

(2)　補助金の変更交付申請額

(3)　変更が生じた内容及びその理由

(4)　その他市長が必要と認める事項

２　前項の規定による変更申請に当たり、交付決定者は、次に掲げるものを添付しなければならない。

(1)　変更後の休日の地域クラブ活動に係る事業計画及び収支予算が分かるもの

(2)　変更後の補助対象経費の内訳及びその内容が分かるもの

(3)　その他市長が必要と認めるもの

（変更決定等）

第７条　市長は、前条第１項の規定による変更申請があった場合において、その変更内容及び理由を審査し、適当であると認めたときは、予算の範囲内で、変更して補助金の交付の決定（以下「変更交付決定」という。）をし、当該交付決定者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による審査をし、適当でないと認めたときは、変更を承認しないことを決定し、その理由を当該交付決定者に通知するものとする。

（事業の中止）

第８条　交付決定者は、交付決定を受けた休日の地域クラブ活動（以下「補助事業」という。）を中止しようとするときは、事前に市長と協議するものとする。

２　交付決定者は、前項の規定による協議が整ったときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、市長に届け出なければならない。

(1)　交付決定者の名称、所在地及び代表者氏名

(2)　補助事業を中止する日及びその理由

(3)　その他市長が必要と認める事項

３　市長は、前項の規定による届出があったときは、補助事業の中止を承認した日を当該交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した文書により、市長に実績報告をしなければならない。

(1)　交付決定者の名称、所在地及び代表者氏名

(2)　補助金の実績額

(3)　その他市長が必要と認める事項

２　前項の規定による実績報告に当たり、交付決定者は、次に掲げるものを添付しなければならない。

(1)　補助事業に係る事業実績及び収支決算が分かるもの

(2)　領収書の写し等、補助事業に係る経費の支払先、支払日、金額及びその内訳が確認できるもの

(3)　その他市長が必要と認めるもの

（補助金の額の確定等）

第１０条　市長は、前条第１項の規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、その額を確定し、当該交付決定者に通知するものとする。

２　市長は、確定した補助金の額が交付決定額（第７条第１項の規定により変更した場合は、変更交付決定額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

（補助金の交付）

第１１条　市長は、前条第１項の規定による補助金の額の確定を行った後に、交付決定者からの請求により補助金を交付する。

２　市長は、必要があると認めたときは、前条第１項の規定による補助金の額の確定を行う前であっても、交付決定者からの請求により補助金を概算払いの方法で交付することができる。

（交付決定の取消し）

第１２条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)　法令、市の例規又はこの告示の規定に違反したとき。

(2)　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3)　その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

２　市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その理由を当該交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１３条　市長は、前条第１項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分について、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その補助金の返還を命じるものとする。

２　市長は、第１０条第１項の規定により補助金の額を確定した場合において、その額を第１１条第２項の規定により概算払いの方法で交付決定者に交付した補助金の額が超えているときは、期限を定めて、その差額の返還を命じるものとする。

（その他）

第１４条　この告示に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。

滝野地域小中一貫校建設工事の進捗状況について

１　工事進捗　令和８年７月末時点：工事進捗率１８．９％（計画１８．９％）

２　工事状況（令和８年８月１７日撮影）

↑東側から見た全体写真

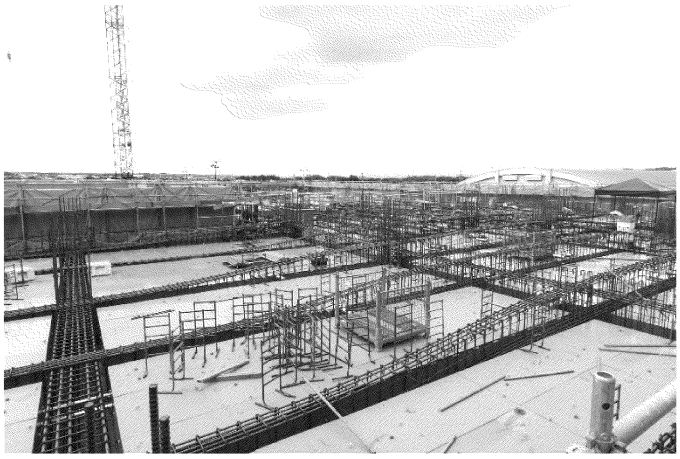

↑増築校舎

↑増築校舎

↑西駐車場

３　工事スケジュール

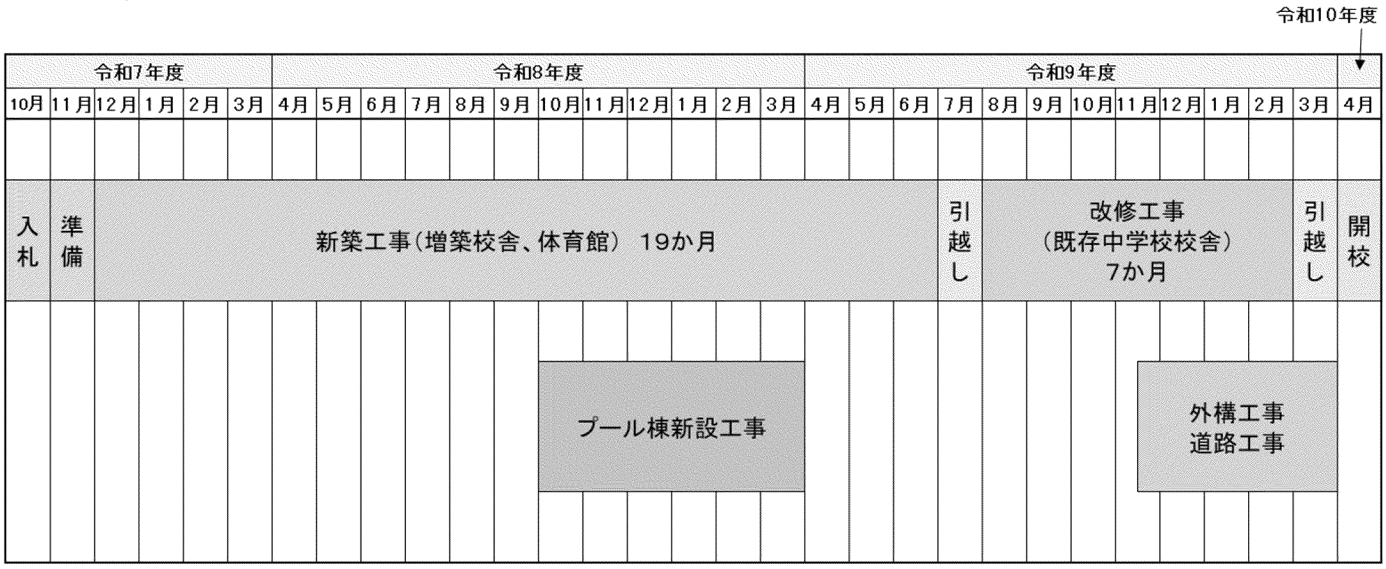

※工事工程は進捗状況により前後する場合があります。

加東市教育委員会　後援名義使用許可事業一覧表

対象期間　　R8.7.16 ～ R8.8.15

文書番号	許可日	決定	開催期間	事業名	団体名
272	R8.7.30	許可	R8.9.27	元気になるカウンセリング講座　－体験的ワークショップ－	小野加東モラロジー事務所
274	R8.7.27	許可	R8.10.4	ピティナ・ピアノステップ	一般社団法人全日本ピアノ指導者協会　ピティナかとう山田錦ステーション
285	R8.7.22	許可	R8.11.21 ～　R9.3.31	上田桑鳩顕彰　第１１回　兵庫東条書道展	兵庫東条上田桑鳩顕彰会
287	R8.7.27	許可	R8.10.18 ～　R9.5.13	第５1回東はりまコーラス大会	東播磨文化団体連合会
299	R8.8.6	許可	R8.12.20	滝野シンフォニックバンド　クリスマスコンサート（吹奏楽）	滝野シンフォニックバンド
326	R8.8.5	許可	R8.10.25	第５０回　東はりま大茶会	東播磨文化団体連合会
332	R8.8.12	許可	R8.12.13	第２８回北はりま第九公演	北はりま第九合唱団

許　可	7
不許可	0
取　消	0
申請件数合計	7

令和8年度 図書館の利用状況 （2026年7月末現在）

■7月の利用状況

館　名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		7年度	8年度	増減比		7年度	8年度	増減比	
中央	188	3,564	3,802	6.7%	639	17,883	18,190	1.7%	27
滝野	113	2,700	2,595	−3.9%	373	15,395	14,739	−4.3%	25
東条	41	972	887	−8.7%	136	5,275	5,078	−3.7%	25
ウェブ		1,744	1,908	9.4%	3,525	1,744	1,908	9.4%	
合計	342	8,980	9,192	2.4%	4,673	40,297	39,915	−0.9%	

■4月～7月の利用状況

館　名	登録者数	利用者数			予約件数	貸出点数			開館日数
		7年度	8年度	増減比		7年度	8年度	増減比	
中央	546	12,639	13,371	5.8%	2,336	64,091	64,830	1.2%	102
滝野	379	9,775	9,736	−0.4%	1,507	59,256	56,397	−4.8%	99
東条	146	3,260	3,343	2.5%	635	18,912	19,653	3.9%	99
ウェブ		6,045	6,956	15.1%	13,853	6,045	6,956	15.1%	
合計	1,071	31,719	33,406	5.3%	18,331	148,304	147,836	−0.3%	
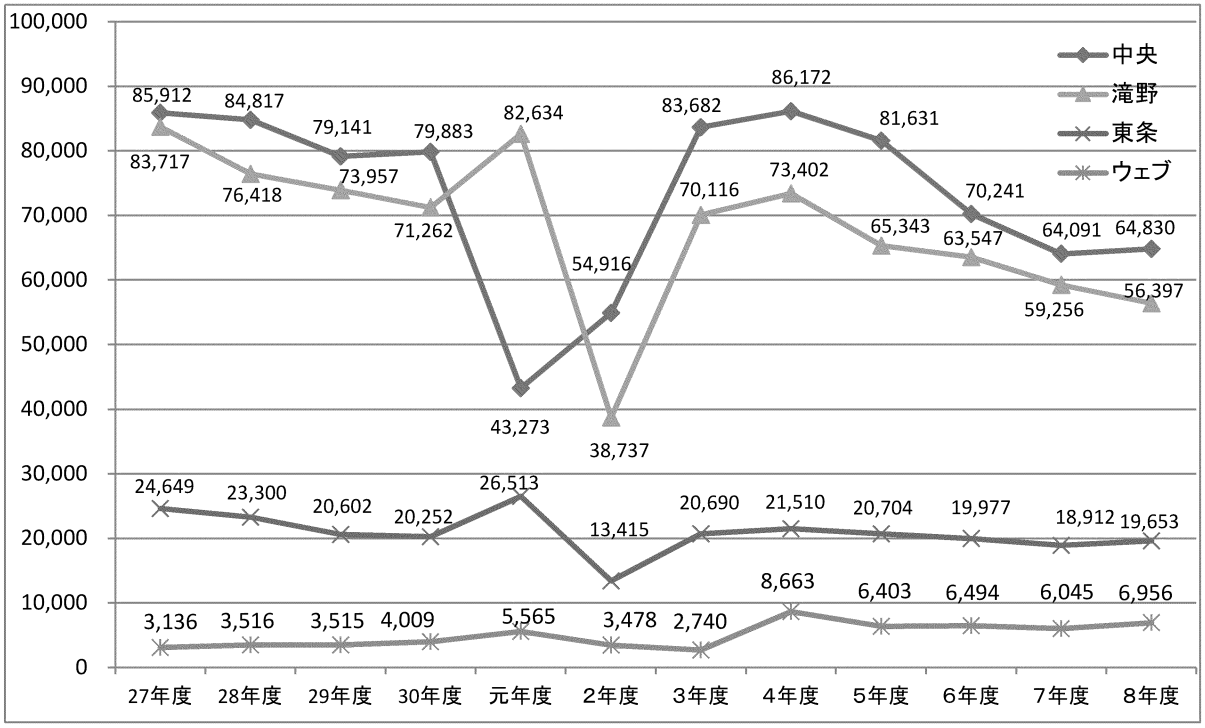
■4月～7月の年度別貸出冊数グラフ